

## 特例退職被保険者に対する高齢受給者証の交付について

### 1. 健康保険法等の基本的事項について

#### (1) 高齢受給者の一部負担金の負担割合（健康保険法第74条施行令第34条）

被保険者又は被扶養者が70歳に達する日の属する月の翌月（誕生日が1日の場合は誕生月）から後期高齢者（75歳以上）となるまでの間は、「高齢受給者」とされ、当該被保険者の標準報酬月額が28万円以上の高齢受給者については、一部負担金の割合が3割の高齢受給者証を交付する。

ただし、当該高齢受給者の「年間収入」が「基準収入額」に満たない場合は、当該高齢受給者である被保険者が「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書（別転様式）」を健保組合に申請することにより、一部負担金の割合が2割の高齢受給者証が交付される。

（法施行規則第56条）

#### ●「基準収入額」について（法施行令第34条）

- ・ 高齢受給者である被保険者が、単身の場合は、383万円
- ・ 高齢受給者である被保険者に70歳以上の被扶養者（旧被扶養者を含む）がいる場合は、520万円

（注）「旧被扶養者」とは、以前被扶養者であって、後期高齢者となったことにより、被扶養者でなくなった者（被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間、継続して後期高齢者等である者）である。

#### ●「年間収入」について（法施行規則第55条）

- ・ 療養の給付を受ける月が9月から12月までの場合は前年の年間収入（所得税法第36条第1項の各種所得の金額（退職所得の金額を除く。））
- ・ 療養の給付を受ける月が1月から8月までの場合は、前々年の年間収入

#### (2) 高齢受給者証を新たに交付する場合は、以下の何れかの場合である。

- ①被保険者又は被扶養者が70歳に達したとき
- ②70歳から74歳の者が新たに被保険者又は被扶養者となるとき

#### (3) 高齢受給者証の有効期限

「基準収入額」が適用され一部負担金の割合が2割の高齢受給者証は、発効日（使用開始日）から次に到来する8月末日までとする。

一部負担金の割合が3割の高齢受給者証は、発効日から75歳に到達して後期高齢者医療制度の被保険者となるまでとなる。

#### (4) 高齢受給者証の更新について

「基準収入額」が適用され一部負担金の割合が2割の高齢受給者証は、前年の年間収入の確認するため、毎年9月1日に高齢受給者証の「更新」を行うこととする。

### 2. 当組合における高齢受給者証の交付について

#### (1) 「基準収入額適用申請書」の申請の案内

高齢受給者証を新たに交付する場合及び高齢受給者証の更新を行う場合は、高齢受給者となった日又は9月1日から新たな負担割合を適用するため、事前に、「手引き」及び

「基準収入額適用申請書」を送付して、申請の案内を行うこととする。

●「手引き」の記載事項

- ・「基準収入額適用申請書」の申請期限
- ・申請が申請期限を超えた場合の負担割合の適用について
- ・申請書の記載方法、添付書類 等

【参考】

区 分	高齢受給者証を新たに交付		更新
	70歳到達	資格取得	
「手引き」発送日	誕生月の前月の15日頃 (誕生日が1日の場合は 前月の15日)	別に定める日	7月15日頃
申請期限	70歳の誕生月の15日頃 (誕生日が1日の場合は 前々月の15日)		8月15日頃

(2) 申請期限の取り扱いについて

①新たな負担割合の適用については、「基準収入額適用申請書」の申請が申請期限までにあった場合は、高齢受給者となった日（70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の場合は誕生月）の1日）又は9月1日から適用する。

申請期限を超えて申請があった場合は、毎月15日（その者の申請期限）までの申請については翌月から適用することとする。

なお、申請が申請期限の後であっても、やむを得ない理由があると当組合が認める場合は、申請期限までに申請があったものとして取り扱うこととする。

②申請が申請期限までになかった場合は、3割の高齢受給者証を交付する。

(3) 申請があった「基準収入額適用申請書」の年間収入額が基準収入額を超えている場合は、一部負担金の割合が3割の高齢受給者証を交付するとともに、併せて、「健康保険高齢受給者基準収入額適用判定不該当通知」を送付する。

(4) 被扶養者の異動時における取扱い

①高齢受給者である被扶養者が異動した場合であって、収入基準が適用されている高齢受給者証の負担割合が変更となる場合は、異動のあった月の翌月（異動のあった日が月の初日である場合は異動月）から新たな負担割合を適用する。

②旧被扶養者が死亡や障害認定の申請の撤回等により後期高齢者の被保険者等に該当しなくなった場合は、高齢受給者である被保険者の届出に基づき、年間収入額の確認を行った上で、当該異動のあった月の翌月（異動があった日が月の初日である場合は、異動のあった月）から新たな負担割合を適用する。

また、当該被扶養者であった者については、後期高齢者の被保険者等となった日の属する月以降5年を経過した場合は、5年を経過する月の翌月から新たな負担割合を適用する。

3. 実施時期 令和3年4月1日